

令和5年度高知県立農業大学校聴講制度実施要領

1 目的

近年、他産業から農業を目指す新規参入者やUターン者が増加している。このため農業大学校の教育計画書に位置づいている一部の科目を解放し、このような方々に対し就農するために必要な農業の基礎的知識を習得する場を提供することにより、地域農業の新たな担い手の育成確保に資する。

2 実施内容及び方法

農業大学校の聴講生として、別添の「農業大学校聴講生受入対象科目一覧」の中から希望する科目を選び、学生とともに聴講する。ただし、農業大学校の施設等の制約で学生の教育に支障を来す講義等は聴講できないことがある。

3 期間等

聴講ができる期間は、「農業大学校聴講生受入対象科目一覧」のとおりとし、原則として、聴講を希望する科目は全時間を聴講するものとする。

4 対象者及び定員

対象者は、県内での就農意欲を持つ新規就農希望者や広く農業を学ぶ意欲のある者で、かつ高等学校を卒業している者とする。定員は若干名とする。

5 実施場所

高知県立農業大学校

6 聴講に要する経費

受講料は、各科目毎の受講時間に応じた下表の額を高知県収入証紙により納付すること。（ただし、「高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則」に定める要件に該当する場合には受講料が減免される場合がある。）

また、教材費等の経費は実費負担とする。

受 講 時 間	受 講 料
3 時間以上 1 4 時間以下	2 0 0 円
1 5 時間以上 2 9 時間以下	1 , 3 0 0 円
3 0 時間以上 4 4 時間以下	2 , 7 0 0 円
4 5 時間以上	4 , 0 0 0 円

7 聴講手続き

聴講希望者は、講義開始のおおむね2週間前までに電話により住所、氏名、生年月日、聴講希望科目、聴講目的、職業等を連絡すること。

電話連絡した後、別紙「聴講申請書」に必要事項を記入押印し、高知県収入証紙を貼付のうえ郵送若しくは持参すること。

8 その他

聴講にあたっては、筆記用具、上履き及び教科書(科目によっては不要)等を各自 準備するものとする。

9 問合せ及び申請書の提出先

高知県立農業大学校

(〒781-2128 吾川郡いの町波川 2 3 4 TEL 088-892-3000 FAX 088-893-3571)

第3号様式（第17条関係）

年 月 日

高知県立農業大学校長 様

郵便番号

住所

ふりがな
氏名

印

年 月 日生

電話番号

聴講申請書

私は、高知県立農業大学校の下記の科目の履修を志望しますので、高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則第17条第1項の規定により申請します。

記

聴講科目名

高知県収入証紙貼り付け欄